



# 青森県報

第二千七百七十七号

平成十五年五月二十三日(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による施術者の指定……………	(健康福祉課) ……	一
家畜伝染病の発生……………	(畜産課) ……	一
漁船保険付保義務の発生……………	(水産振興課) ……	二
廃川敷地等の公示……………	(河川砂防課) ……	二
右 同……………	( 同 ) ……	二
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(文化・スポーツ振興課) ……	三
調理師試験の施行……………	(健康医療課) ……	三
換地計画の決定……………	(農村整備課) ……	三
建設業者の許可の取消し……………	(弘前県土整備事務所) ……	四
右 同……………	(八戸県土整備事務所) ……	四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(教育庁スポーツ健康課) ……	四
教育委員会……………		
平成十五年度教科書展示会の時期及び場所……………	(義務教育課) ……	五
公安委員会……………		
型式の検定適合遊技機……………	(生活安全企画課) ……	六

### 正 誤

平成十五年三月十四日号外第十五号告示中……………(水産振興課) ……七

## 告 示

青森県告示第三百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	年 指 月 日 定
國分光位	西津軽郡木造町字曙三三の二	呉本接骨院	青森市大字石江字江渡五二の一六四	平成一五・四・二四

青森県告示第三百七十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜、 疑別の	頭数	発生 の場所 又は区 域	発 月 日 生
ヨ―ネ病	牛	患 畜	二 三	下北郡東通村 十和田市	平成 一五・五・七 一五・五・八

青森県告示第三百七十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区 の 名 称
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八一番地二 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇一番地四四 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八番地一七 森 長 保 舟 木 初 夫 中 川 善 文	深 浦

青森県告示第三百七十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第

十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 河川の名称
- 二 二級河川 沖館川水系西滝川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成十五年五月二十三日
- 三 廃川敷地等の位置
- 四 青森市浪館前田三丁目三〇の七地内  
廃川敷地等の種類及び数量  
雑種地 一一・三八平方メートル

青森県告示第三百七十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 河川の名称
- 二 二級河川 沖館川水系沖館川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成十五年五月二十三日
- 三 廃川敷地等の位置
- 青森市大字三内字沢部二二八の四、二二八の五、二二八の九及び二二九の三地内

四 廃川敷地等の種類及び数量  
雑種地 二二七・三八平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理人

青森県事務職員 小 堀 安 雄

一 申請のあつた年月日

平成十五年五月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人三内丸山縄文発信の会

三 代表者の氏名

藤川 直迪

四 主たる事務所の所在地

青森市長島二丁目二四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の縄文に関心のある方々に対して、三内丸山遺跡および国内の縄文遺跡に関する情報を発信することにより、縄文の文化・文明としての国際的認知をめざすとともに、縄文遺跡各地のネットワーク化、交流の活発化、地域活性化および、地域文化振興を図る事業を通じて、地域を越え広く縄文を研究する縄文センターの創生に関する普及啓発と、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

調理師試験の施行

平成十五年調理師試験を次のとおり施行するので、青森県調理師法施行細則（昭和

四十四年七月青森県規則第四十四号）第二条第二項の規定により公告する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理人

青森県事務職員 小 堀 安 雄

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十五年九月二十三日（火）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一  
青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十五年七月七日（月）から同月十一日（金）まで。ただし、郵送による場合は七月十一日（金）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇  
青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部健康医療課健康あおもり二十一推進グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地方健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部健康医療課健康あおもり二十一推進グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課健康あおもり二十一推進グループ（電話〇一七 七三四 九二八三）に問い合わせること。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、十三湖地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理人

青森県事務職員 小 堀 安 雄

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年五月二十六日から同年六月二十日まで

三 縦覧の場所

車力村役場  
市浦村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 商号又は名称 赤石工業

二 氏名 赤石 哲男

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字八幡館字八幡館四三

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第二〇〇〇五四号

五 取消年月日 平成十五年五月二日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年四月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 商号又は名称 サンナイ建設工業

二 氏名 山内 清信

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南郷村大字泉清水字橋揚三二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第三〇〇〇二二号

五 取消年月日 平成十五年五月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年五月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 物品等の名称及び数量

1 トレーニング機器 一式

2 体力測定機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁スポーツ健康課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年二月十四日

4		3	2	1		番号
同 小 泊 分 館	北五教科書センター	南黒教科書センター	中弘教科書センター	同 今 別 分 館	東青教科書センター	教科書センター名称
小学校	高等学校	小学校	高等学校	小学校	高等学校	展示教科書
北津軽郡小泊村字砂山一〇七六の一	五所川原市大字新宮字岡田一六一 五所川原市立五所川原小学校	黒石市立中郷小学校	弘前市大字宮園一丁目五の一 弘前市立時敏小学校	東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二 今別町立今別中学校	青森市栄町一丁目一〇の一〇 青森市教育研修センター	所在地及び使用する施設の名称
石 岡 勇 一	野 呂 瑞 雄	立 花 茂 樹	小 山 順 造	新 田 良 雄	油 川 勝 治	管理責任者氏名
予備展示期間及び時間 六月九日から同月十九日まで (土曜日及び日曜日を除く。) 午前九時から午後四時まで						期 間 及 び 展 示 時 間

五 契約の相手方の名称及び住所  
 一の1及び2の物品について、契約の相手方の名称及び住所はそれぞれ次のとおりである。  
 1 株式会社角弘  
 青森市新町二丁目五の一  
 2 株式会社町田アンド町田商会  
 弘前市大字境関字西田二八の一

六 契約金額  
 一の1及び2の物品について、契約金額はそれぞれ次のとおりである。  
 1 六千九百九十五万円  
 2 一億二十七万五千円

七 随意契約の理由  
 一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第六号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
 予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。  
 九 入札の公告を行った日  
 平成十四年十二月二十七日

青森県教育委員会告示第六号  
 平成十五年度教科書展示会の開催時期及び場所等を次のとおり定めたので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号)第十一条の規定により告示する。  
 平成十五年五月二十三日  
 青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

**教 育 委 員 会**

10		9	8		7	6	5	
同 五 戸 分 館	三 戸 教 科 書 セ ン タ ー	八 戸 教 科 書 セ ン タ ー	同 大 間 分 館	下 北 教 科 書 セ ン タ ー	野 辺 地 教 科 書 セ ン タ ー	十 和 田 教 科 書 セ ン タ ー	同 深 浦 分 館	西 教 科 書 セ ン タ ー
中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	高 等 学 校 中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校
五 戸 郡 五 戸 町 立 五 戸 小 学 校	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 川 守 田 字 関 根 二 五 の 一	八 戸 市 總 合 教 育 セ ン タ ー	下 北 郡 大 間 町 大 字 大 間 字 狼 丁 三 七 の 一	む つ 市 桜 木 町 一 九 の 一 む つ 市 立 大 湊 中 学 校	上 北 郡 野 辺 地 町 字 寺 の 沢 四 二 の 四	十 和 田 市 東 三 番 町 三 六 の 一 十 和 田 市 立 三 本 木 小 学 校	西 津 軽 郡 深 浦 町 大 字 深 浦 字 寅 平 六 二 の 六 深 浦 町 立 深 浦 小 学 校	西 津 軽 郡 鰺 ヶ 沢 町 大 字 舞 戸 町 字 久 富 二 七 鰺 ヶ 沢 町 立 舞 戸 小 学 校
北 村 義 文	丹 新 也	阿 部 憲 行	川 端 亜 喜 男	布 施 勝 大	中 原 慶 明	鈴 木 俊 雄	西 崎 正 二	青 山 孝 雄
	六 月 二 十 日 か ら 七 月 九 日 ま で (土・日曜日、木曜日の午後を除く)							
						展 示 時 間 午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	展 示 時 間 午 前 九 時 か ら 七 月 九 日 ま で (土曜日を除く)	法 定 展 示 期 間 六 月 二 十 日 か ら 七 月 九 日 ま で (土曜日を除く)

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二十三日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	CRがんばれ桃太郎X	株式会社メーシー販売
"	CRファイバー夏祭りRX	株式会社三共
"	CRワンダーパークC	株式会社藤商事
"	CRがんばれ丸ちゃんZR1	京楽産業株式会社
"	CRがんばれ丸ちゃんXR1	"
"	がんばれ丸ちゃんSR1	"

発行年月日 平成十五年 五月十四日 号外第一五号	区分番号	第一四九号	ページ		段	行	張	正
			二七	二八				
			下	上	下	上		
			後 一 五 から	後 一 三 から	後 一 七 から	後 一 五 から	線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた各点と区域。ただし、線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。	線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた各点と区域。
							線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた各点と区域。ただし、線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。	線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
							線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた各点と区域。ただし、線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。	線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

水 産 振 興 課

正 誤

回胴式遊技機	ミスターギャング	株式会社北電子
"	CRレッドライオンA	"
"	レッドライオンSVA	"
"	レッドライオンSVXA	株式会社ソフィア
"	がんばれ丸ちゃんHR1	"

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭